

占用料表

占用物件	単位	金額（円）	
電柱、電線、変圧塔等その他これらに類する施設	第1種電柱	1本につき年額	480
	第2種電柱		730
	第3種電柱		990
	第1種電話柱		430
	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
	その他の柱類		43
	(略)	長さ1メートルにつき年額	(略)
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき年額	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき年額	260
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき年額	850
	郵便差出箱	1個につき年額	360
広告塔	表示面積1平方メートルにつき年額	870	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき年額	850	
水道管、下水道管、ガス管等これらに類する施設	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき年額	18
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260
外径が1メートル以上のもの		510	
露店、その他	祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける	占用面積1平方メートルにつき日額	9

の他これらに類する施設	のもの			
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき月額	87
看板、標識等	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき月額	87
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき年額	870
	標識		1本につき年額	680
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき日額	9
		その他のもの	1本につき月額	87
	幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき日額	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき月額	87
	アーチ		1基につき月額	870
(略)	(略)	(略)	(略)	

#### 備考

1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその

端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

6 占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、当該期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。